廃止施設等除却推進プラン (令和3年度~令和10年度)

令和3年10月

登 別 市

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・1
(1)	廃止施設等除却推進プランとは
(2)	策定の目的
2.	見直しにあたっての基本的な考え方・3
(1)	廃止施設等除却推進プランの位置付け
(2)	計画期間
(3)	対象事業
(4)	廃止施設等除却推進プランの更新
(5)	他計画等との関係
3.	廃止施設等除却推進プラン・・・・5
(1)	廃止施設等除却推進プラン計上事業

(2) 廃止施設等除却推進プラン期間中の事業費

1. はじめに

(1) 廃止施設等除却推進プランとは

市では、公共施設等を廃止した際には、速やかに除却することを基本としつつも、個々の事案に関しては、厳しい財政事情から先延ばしせざるを得ない事例が多数存在し、結果として供用廃止後の公共施設等を数多く抱える状況となってきました。

これらの公共施設等については、廃止時に最低限の保全措置を講じてはいるものの、老朽化により周辺環境に危険を及ぼす可能性が高まっているほか、将来世代に「負債」を残すことにも繋がりかねず、計画的且つ速やかに除却を進めることが喫緊の課題となっています。

一方で、市の財政状況は引き続き厳しく、除却に多額の財源を振り向けられる 状況には無いことから、立地条件等を勘案し、売却をはじめとした跡地の利活用 も含めた検討により着実にこれら公共施設等の除却を進めていくため、令和2年 度に、廃止施設の除却に特化した廃止施設等除却推進プランを策定しました。

廃止施設等除却推進プランは、財政運営の安定性を堅持しながら、懸案となっている公共施設等の除却を着実に実施するため策定したものであり、プランに計上した事業については、中期財政見通しに反映することにより、財政的対応の可否と事業実施の財源的裏付けを明らかにします。

令和2年度に更新を行った中期財政見通しでは、令和3年度から令和10年度までの8年間を期間とした試算を行いましたが、その作業は、新型コロナウイルス感染症の拡大による当市財政運営への影響が不透明感を増す中で行われたことから、その影響の大きさ如何によっては試算値の修正が必要であることに加え、市役所本庁舎建設事業についても、北海道による津波浸水予測図の見直しに伴い、実施スケジュールの決定を令和3年度に先送りしたことから、本年度、見直しを行うこととしていました。

こうしたことを踏まえ、市は、本年度、中期財政見通しの見直しと連動し、廃止施設等除却推進プランの見直しを行うこととしました。

(2) 策定の目的

廃止施設除却推進プランは、次の目的をもって作成します。

●今後8年間に取り組むべき除却事業及び実施年度を明らかにすることにより、廃止施設等の除却を着実に実施するため。

- ●中期的な財政見通しや今後の公債費の推計などを参考に、財政的な見地も踏まえて計画を策定することにより、廃止施設等の除却を着実に実施しつつ、財政運営の安定性を堅持するため。
- ●売却等の跡地利用も含めて検討を行うことで、遊休資産の有効活用に繋げる ため。

なお、新たに供用を廃止する施設は速やかに除却を行うことを基本としたほか、 既に供用を廃止した施設については、周辺環境への影響に加え、跡地利用の可能 性についても広く検討しました。また、両者とも、併行して見直しを行う中期財 政見通しに反映し、今後の財政運営への影響などを検証しました。

2. 見直しにあたっての基本的な考え方

(1) 廃止施設等除却推進プランの位置付け

廃止施設等除却推進プランは、現時点で供用を廃止している建物、個別の計画等で廃止を予定している施設等を対象に策定し、社会状況や財政状況に大きな変化がない限り、期間中の予算編成においては、廃止施設等除却推進プランに基づき、事業費を計上することを基本とします。

また、各事業に係る登載事業費は、現時点で試算される額とし、後年度の予算計上額はこの額を目安とします。

(2) 計画期間

現プランは、令和3年度から令和10年度を期間としており、今回の見直しに あたっては、現計画期間の範囲内での見直しを行うこととします。

(前期:令和3年度から6年度/後期:令和7年度から10年度)

※登載事業の財源的裏付けを明らかにする観点から、併行して見直しを行う「中期財政見通 し(令和3年度~令和10年度)」と同一の期間とする。

(3) 対象事業

普通会計(一般会計及び学校給食事業特別会計)で実施される、現時点で供用を廃止している建物、個別の計画等で廃止を予定している施設等の除却事業を対象とします。

(4) 廃止施設等除却推進プランの更新

前期4年間の終了年度に、中期財政見通しと併せて、後期4年間の見直しを行うとともに、5年目以降4年間の廃止施設等除却推進プランを新たに策定することとし、以降、該当年度にこの作業を繰り返すことによって更新していきます。

(5) 他計画等との関係

・「中期財政見通し」との関係

併行して見直しを行う「中期財政見通し(令和3年度~令和10年度)」に、 廃止施設等除却推進プラン登載の全事業を計上し、計上額はプラン登載額同額 とします。

・「実施計画ローリング」及び「予算編成」との関係

廃止施設等除却推進プラン登載事業は、プラン策定後に生じた特別な事由がない限り、登載額を目安に実施計画ローリングで採択を行い、予算計上することを基本とし、採択額の決定にあたっては、各年度の財政状況や事業内容を勘案の上、必要な調整を行うこととします。

また、実施計画ローリングでプラン未登載の対象事業が提出された場合には、 通常通りローリングで実施の可否を判断し、その結果に基づき廃止施設等除却 推進プランに追加登載します。

・「公共施設等総合管理計画」等との関係

平成27年度に策定した公共施設総合管理計画及び公共施設整備方針は、10年先、20年先を見据え、将来に向けた公共施設整備の基本的な考え方や施設配置のあり方を示すものであり、そこに掲げられる事業構想等が具体的事業に発展した段階で、それに関連する除却事業についても、廃止施設等除却推進プランへの登載を検討することになります。

(6) 遊休資産の有効活用

厳しい財政状況が続く当市にとっては、遊休資産を有効活用し、新たな収入を生み出すことが必要であることはもちろん、除却事業を着実に進めていくためにも、除却後の跡地利用も含めて検討を行い、財源を捻出することが必要です。

このことから、廃止施設等除却推進プランにおいては、有効活用が可能な土地については、売却等も含めて検討を行うことによって、遊休資産の有効活用に繋げることとします。

3. 廃止施設等除却推進プラン

(1) 廃止施設等除却推進プラン計上事業

①総務部所管施設

(単位:百万円)

事業名		前期				後期				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度		
市役所本庁舎除却事業						1 7	3 8 7			
旧登別東町教職員住宅 除却事業	2	4 7								
旧片倉町教職員住宅除 却事業				2	9 3					
旧すずかけ作業所除却 事業	2	8								

総務部所管施設では、令和8年度に予定する市役所本庁舎の建設に伴い、現庁舎の除却事業を追加するとともに、既に供用を廃止した旧登別東町教職員住宅、旧片倉町教職員住宅、旧すずかけ作業所の除却を行います。

なお、現庁舎除却後の跡地の利活用については、これからの幌別地区における まちづくりの検討の中で決定することになるほか、旧登別東町教職員住宅につい ては、隣接する登別東町教職員住宅(教育部所管)と同年度に除却を行うことで 一定の面積を確保し、公共用地としての活用を検討したうえで跡地を売却するこ とも検討します。

②保健福祉部所管施設

(単位:百万円)

事業名		前	期		後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
栄町保育所除却事業			3	7 0				
旧富浦児童館除却事業	9							

保健福祉部所管施設では、民間移譲に伴い、令和5年度をもって供用廃止する 予定の栄町保育所について除却を計画するほか、令和元年度をもって供用廃止し た旧富浦児童館の除却を行います。

③観光経済部所管施設

(単位:百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
旧労働福祉センター除 却事業	6	5 5						
婦人センター除却事業			5	1 0 4				

観光経済部所管施設では、令和2年度をもって供用廃止した旧労働福祉センターについて除却を行うほか、(仮称)登別市情報発信拠点施設の供用開始に伴い、令和4年度をもって供用廃止する予定の婦人センターの除却を計画します。

なお、婦人センターの除却については、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、引き続き跡地利用の方策等を検討し、その結果によっては、 建物付きで土地を売却することなども想定します。

また、旧労働福祉センター跡地については、公共用地としての活用を検討したうえで売却することも検討します。

④都市整備部所管施設

(単位:百万円)

市光力		前期				後期				
事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度		
市営住宅(見晴団地)除 却事業						6	4	4 0		
市営住宅(紅葉谷団地) 除却事業						2	4	1 9		
市営住宅(柏木団地)除 却事業			3		1 1	8	6	2 7		
市営住宅(柏葉団地)除 却事業								1		
市営住宅(美浜団地)除 却事業						5	2			
市営住宅(幌別西団地) 除却事業	4				1 9	6 1	6 7			

都市整備部所管施設では、令和元年度に策定した市営住宅等長寿命化計画に基づき、供用廃止予定の施設について除却を計画します。

このうち、柏木団地については、令和10年度までの準備作業を経て、令和11年度以降に順次除却を行い、地権者との土地賃貸借契約を解除する予定です。 幌別西団地については、令和7年度から9年度にかけて、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、令和3年度の供用廃止後に、隣接する旧幌別西小学校プール及び片倉町教職員住宅(ともに教育部所管)の敷地とともに、 公共用地としての活用を検討したうえで、建物付きで土地を売却することも想定 します。

なお、売却できなかった場合には予定どおり除却を実施します。

⑤消防本部所管施設

(単位:百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
旧消防署登別支署除却 事業				1	1 5			

消防本部関連では、令和2年9月をもって供用廃止し、現在は消防分団施設と して供用している旧消防署登別支署について、新消防分団施設の整備に伴い、除 却を計画します。

⑥教育部所管施設

(単位:百万円)

事業名		前期				後期				
尹耒石	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度		
常盤町教職員住宅除却 事業						3				
旧幌別西小学校プール 除却事業						1 4				
片倉町教職員住宅除却 事業	5					4 8				
登別東町教職員住宅除 却事業		1 3								
富岸町教職員住宅除却 事業		1 0								
若草町教職員住宅除却 事業				2 2						

教育部所管施設では、教職員住宅について、順次供用を廃止して除却を行うほか、既に供用を廃止している旧幌別西小学校プールの除却を行います。

なお、旧幌別西小学校プール及び片倉町教職員住宅については、令和8年度に、 市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、隣接する幌別西団地 (都市整備部所管)の供用廃止後(令和3年度)に、同団地の敷地とともに、建 物付きで土地を売却することも想定します。同じく、富岸町教職員住宅について も、令和4年度に、市が直接除却を行うことを想定して事業費を計上しますが、 令和3年度に公共用地としての活用を検討したうえで建物付きで土地を売却する ことも想定します。なお、両件とも売却できなかった場合には、予定どおり除却 を実施します。 また、登別東町教職員住宅については、隣接する旧登別東町教職員住宅(総務部所管)と同年度に除却を行うことで一定の面積を確保し、公共用地としての活用を検討したうえで除却後に跡地を売却することも検討します。

(2) 廃止施設等除却推進プラン期間中の事業費

(単位:百万円)

事業名		前期				後期				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度		
総務部所管施設	4	5 4		2	9 3	1 7	3 8 7			
保健福祉部所管施設	9		3	7 0						
観光経済部所管施設	6	5 5	5	1 0 4						
都市整備部所管施設	4		3		3 0	8 2	8 3	8 8		
消防本部所管施設				1	1 5					
教育部所管施設	2 9	2 3		2 2		6 4				

プラン期間中8年間の登載総事業本数は、令和2年度策定時より1本増の21本、事業費は、総務部所管施設の市役所本庁舎除却事業費が4億400万円増となったこともあり、前期3億7,100万円、後期8億5,900万円、計12億3,000万円となっています。

※各事業における事業費は、年度ごとに四捨五入しているため、合計額と一致しない場合があります。